

10月1日から 雇用保険法が改正されます！

平成19年10月1日からの雇用保険法改正に伴い、失業給付の内容も変更になります。

●一般被保険者の区分が変わります。

短時間労働被保険者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）とそれ以外の被保険者（週所定労働時間30時間以上）の被保険者区分をなくし、週所定労働時間20時間以上に一本化されます。

●基本手当の受給資格要件が変わります。

基本手当の受給資格要件について、原則として、12ヵ月以上(各月11日以上)の被保険者期間が必要となります。ただし、倒産・解雇等により離職された方は、6ヵ月以上(同)であれば受給資格を取得できます。

●育児休業給付の給付率が暫定的に50%に上げられます。

平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方について、職場復帰給付金の支給額の引き上げにより、給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げられます。

●教育訓練給付の要件及び支給内容が変わります。

支給額が教育訓練受講経費の20%（上限額10万円）に統一されます。

●特例一時金の給付水準が変わります。

特例一時金の給付水準が、当分の間、基本手当日額の40日相当分となります。

■お問い合わせ先

ハローワーク稚内 ☎0162-34-1120
北海道労働局職業安定部 ☎011-709-2311

「北海道苦情審査制度」のご利用を！

道の仕事に関して、皆さん自身の利害にかかわる苦情は、「苦情審査委員」に申し立ててください。

簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど苦情の解決に向けて、迅速に処理します。なお、個人情報の保護には十分配慮します。

●苦情の窓口は、道庁の「道政相談センター」のほか、各支庁の「道政相談室」です。

●苦情の申立て方法は、所定の「苦情申立書」により、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

●道のホームページでも苦情審査委員制度をお知らせしています。トップページの相談窓口→道政一般からご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

■お問い合わせ先

- 北海道知事政策部知事室道政相談センター
札幌市中央区北3条西6丁目 ☎011-204-5022 FAX011-241-8181
E-mail:soudan.soudan@pref.hokkaido.lg.jp
- 各支庁地域振興部総務課道政相談室

また明日 元気に会おう この道で

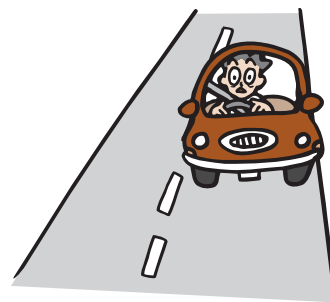
8月は「道路ふれあい月間」です

道路は、昔から人が歩き、物や情報を運び、文化を生み出してきた、私たちの生活に欠かすことのできない重要な施設です。

また、電気・電話のケーブル、上・下水道管などの生活に密着した設備も道路の下に埋められており、有効に活用されています。

日ごろから道路を利用している一人一人が、改めて道路とふれあい、道路をみつめなおし、道路の大切さをいま一度考え、「広く、美しく、安全に」利用していきましょう。

留萌開発建設部・留萌土木現業所・幌延町



道路防災週間(8月25日～31日)

北海道開発局は、道路が地域社会における活動のあらゆる面を支えていることから、いつも安心して利用できる安全性・信頼性の高い道路ネットワークづくりを進めております。

留萌開発建設部においても、安心して利用いただけるような、災害に強く信頼性の高い道づくり事業を計画的に進めているところであります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ先

留萌開発建設部道路第2課
留萌市寿町1丁目

☎0164-42-2311